

令和2年第1回臨時会

東吾妻町議会会議録

令和2年1月28日 開会

令和2年1月28日 閉会

東吾妻町議会

令和2年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月28日）

| | |
|------------------------------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 |
| ○職務のため出席した者 | 2 |
| ○議長挨拶 | 3 |
| ○町長挨拶 | 3 |
| ○開会及び開議の宣告 | 3 |
| ○議事日程の報告 | 4 |
| ○会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○会期の決定 | 4 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決 | 4 |
| ○日程の追加 | 12 |
| ○選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙 | 13 |
| ○日程の追加 | 14 |
| ○議員派遣の件 | 14 |
| ○閉会の宣告 | 15 |
| ○署名議員 | 17 |

令和2年東吾妻町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

令和2年1月28日(火) 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 工事請負契約の変更締結について

本日の会議に付した事件

日程第3まで議事日程に同じ

追加日程第1 選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙

追加日程第2 議員派遣の件

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 須崎 幸一 君 | 2番 | 渡 一美 君 |
| 3番 | 井上 英樹 君 | 4番 | 高橋 弘 君 |
| 5番 | 茂木 健司 君 | 6番 | 高橋 徳樹 君 |
| 7番 | 里見 武男 君 | 8番 | 小林 光一 君 |
| 9番 | 重野 能之 君 | 10番 | 竹 渕 博行 君 |
| 11番 | 佐藤 聡一 君 | 12番 | 根津 光儀 君 |
| 13番 | 樹下 啓示 君 | 14番 | 青柳 はるみ 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|------------------|-----------|
| 町 長 | 中澤 恒喜 君 | 副 町 長 | 渡 辺 三 司 君 |
| 教 育 長 | 小 林 靖 能 君 | 総 務 課 長 | 茂 木 聡 君 |
| 企 画 課 長 | 水 出 智 明 君 | まちづくり 推 進 課 長 | 武 井 幸 二 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 関 和 夫 君 | 町 民 課 長 | 片 貝 将 美 君 |

| | | | |
|----------------|---------|--------|---------|
| 税務課長 | 高橋 篤 君 | 農林課長 | 飯塚 順一 君 |
| 建設課長 | 桑原 正明 君 | 上下水道課長 | 一場 正貴 君 |
| 会計課長兼 会計管理者 | 田中 康夫 君 | 学校教育課長 | 堀込 恒弘 君 |
| 社会教育課長 | 丸橋 昇 君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------|-------------|--------|
| 議会事務局長 | 水出 淳 | 議会事務局 補佐 | 高橋 智恵子 |
| 議会事務局長 係 | 佐藤 功樹 | | |

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 本日、ここに令和2年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、本日9時からの議員全員協議会に続きましてご参集をいただき、ここに予定どおり開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会には、工事請負契約の変更締結についてが予定されておりますので、十分なご審議をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和2年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年に入りまして最初の臨時会となりますが、議員各位には、公私ともにご多忙にもかかわらず、ご出席を賜り、御礼を申し上げます。

暦の上では大寒でございますが、今年は暖かい日が続いております。今後の天候が心配されるところでございます。

さて、本日の臨時会では、町民体育館改修第2期工事の変更契約の締結を提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和2年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により7番、里見武男君議員、8番、小林光一議員、9番、重野能之議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の変更締結についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 工事請負契約の変更締結について、提案理由の説明を申し上げます。

今回契約の変更締結を行う町民体育館改修2期工事は、令和元年6月20日に宮崎工務店株式会社と4,950万円で工事請負契約を締結をした工事でございます。

工期は契約の日から令和2年3月19日までであります。

町民体育館改修2期工事を進めてまいりましたが、外壁のクラック補修箇所等が増えたことで、当初契約に対して338万8,000円増額となりました。変更後の請負金額は5,288万8,000円となり、議会の議決が必要となりましたので、変更契約の締結について議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

社会教育課長。

○社会教育課長(丸橋昇君) 議案第1号 工事請負契約の変更締結について説明させていただきます。

今回の変更締結を行う工事は、町民体育館改修2期工事、令和元年6月20日に宮崎工務店株式会社と4,950万円で工事請負契約を締結した工事でございます。

工期は契約の日から令和2年3月19日までです。

工事を進めてまいりましたが、町長の提案理由のとおり、外壁のクラックの補修箇所が設計時点よりも多く発見されたこと、また壁が剥離されている箇所が見つかったりとか、雨水の受けなどもひどく劣化している箇所などが発見されました。そのため、改修費用が当初の設計費用よりも増えたことにより、変更契約を行うものでございます。当初契約は4,950万円ということで議会の議決は頂いておりませんが、変更契約金額が5,288万8,000円となり、議会の議決が必要となる工事請負契約となりましたので、提案をさせていただいております。

それでは、図面のほうを見ていただいて説明をさせていただきたいと思っております。

A-07という1枚目の図面なんですけれども、こちらは黄色い箇所が当初から予定されて

いた建具等の補修箇所でございます。

なお、こちらのほうも多少変更箇所もありますし、これ以外のところでも窓枠の補修等が発見されているところで変更があると聞いております。

それから、2枚目のA-09の図面ですが、こちらが2回部分の箇所になります。こちらのほうも黄色いところが当初から見えておりました建具の取り付けですとか、天井の撤去、改修の工事でございます。これ以外にも多少先ほどと同じように、窓枠のシーリング材を補修したりした箇所がございます。

A-11、3枚目になります。こちらが細かく数字が振ってありまして、線があるところがひび割れの箇所でございます。こちらのほうはひび割れの箇所につきましては変更後の図面となっております。

なお、まず上の段の北の立面図でいきますと、当初の設計時点では22カ所のクラックを確認しておりました。延長でいきますと結構長い箇所も当初は見えていたんですが、実際工事が始まって調査をしていく上で、その長い箇所が3つに分かれたりとか、そういう補修箇所のところもございます。また、新たに発見された補修箇所もございます。変更後では90カ所のクラックが確認されております。

下の南側の立面図でございますが、こちら細かい丸数字と線が引いてあるのがクラックの箇所でございます。こちら変更後のクラックの箇所なんですけれども、こちらのほうの面でいきますと、当初は76カ所確認ができていたんですが、変更後につきましては127カ所と増えております。

また、ちょっと印はしてなくて申し訳ないんですが、図面の右側の1階のちょっと細長い窓ですかね、こちらのほうはちょっと設計では当初ガラスのシーリング材の補修を見ていなかったんですけれども、実際工事が始まってみたら補修も必要だということで変更がされている箇所でございます。

また、南側の屋根の下にある排煙窓なんですけれども、2枚組みで10カ所あるかと思うんですが、当初はこちらのほうの排煙窓の補修、オペレーターがちょっと不具合があるということで、真ん中の2カ所を補修ということは設計で見えていたんですけれども、実際工事に入ってみたら全部ほかの8カ所も直さないといけないということで、そちらも変更になっております。

もう1枚めくっていただきまして、A-12の図面です。こちら上の段が東側の立面図になります。こちら細かい線と数字があるところが変更後の補修を要するクラックということ

で確認された箇所でございます。ここでは85カ所確認されております。当初はこちらのほうの箇所数としては25カ所ということで設計がされております。

また、先ほどの窓と、南の立面図の左手のほうと同じように、今度はこちらの東の立面図の右側の1階の部分の窓の補修がちょっとこちら当初設計から落ちていたということで、そちらもシーリング材等の補修をして、変更増となっております箇所でございます。

それから、下の段の西立面図で申し上げますが、こちらについては変更後の箇所、ひび割れの箇所が50カ所になっております。当初の設計ではこちらは49カ所確認できていたということで、こちらの面につきましては1カ所クラックの箇所が増えているというふうなことでございます。

それから、金額で言いますと、ちょっと全体的な工事の費用でいきますと、諸経費等が加わるとちょっと案分したり何だりということで、金額的に幾ら増えたというのはなかなか説明ができないところではございますが、割合で全体的に増えた工種になりますが、説明させていただきます。

まず仮設工事なんですけれども、こちらは足場とかの関係で増えているんですけれども、26.9%の比率で増額となっております。足場につきましては、当初は立面の面積で見ているようなのですが、実際は軒下ですとか、ちょっと細工が要なところがありますので、そちらのほうが増えて、この割合で増えているような状況でございます。撤去工事についてはマイナスの1.34%、外壁の改修工事、クラックの補修ですとか雨どいの受けがちょっと劣化して落下しそうなところをシーリング材とか注入したりとか、ビスで留めたりとかという工事をしたんですけれども、そういうふうな工事で大体50.49%増額となっております。それから、鋼製建具関係です。先ほどの図面の1枚目、2枚目のところであったかと思いますが、そちらのほうで24.42%、鋼製の建具というよりも、先ほど説明させていただきましたガラスを窓枠に留めているシーリング材ですかね、そちらのほうが悪化して、そういうふうな剥離して、また落ちないように留めるというような工事等が主な増額になった部分かと思えます。

あと、内装のほうの改修工事につきましてはマイナスの0.54%ということで、全体的ではクラックの補修ですとかガラスのシーリング材の補修、それから足場等の工事が増えたということで変更増となっております。

説明は以上です。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ただいま説明をいただきました。まず、数量の変更ということであり、主にクラックの関係の数量が当初の見込みよりも多くなったということなんだと思います。できれば基本的な変更があるわけなので、当初設計をされたそのクラックの箇所、先ほど課長から口頭で22カ所、例えばA-11の上の段ですけれども、22カ所だったものが90カ所になってしまったというところで、当初の設計で図面に記されたものがあるんだと思うんですが、その辺の提出をお願いしたいというふうに思います。数量の変更なので仕方ない部分というのは当然あるんだと思いますが、この図面を見る限りですと、何でそういうことを言うかという、凡例の部分でクラックがちょっと小さ過ぎてよく分からないんだけど、0.2ミリ以上と言うんですかね、それとか中、大という箇所もあるんだと思うんですよ。

余り細かいことを言いたくはないんだけど、基本的には現場ではそれなりの箇所の部分を写真を撮って、このような形でシーリングをやるとか、コンクリートで補修したとか、そういったものというものはあるんだと思うんですけれども、全部じゃなくても、例えば1カ所、2カ所このような形で施工したんですというようなものってあるんだと思うんだけど、そういったものをできれば添付していただければ一番分かりやすいのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうですか。用意できますか。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 箇所数を用意するということですか。今ちょっと用意できないんですが、図面のほうにつきましては提出はできる。当初の図面はありますので、提出はできるんですが、その施工の写真についてはまだちょっと提出は、示すことはできないんですけれども。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

当初のクラックの箇所の図面ですかね、その提出をちょっとお願いしたいということと、当然現場で管理上こういったようなクラックの場合はこういうふうにしたというようなものというのはやはり写真を撮ってやっている。それが竣工にまだなっていないから、多分整理できてないのかなというふうに思いますので、それは結構ですけれども、数量の変更という中で当初見込みの図面、これの提出をまずお願いしたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 今資料では自分のところでは用意しているんですけども、これを後ほどでよろしいですか、今すぐ用意したほうがよろしいですか。

○10番（竹淵博行君） 今。

○議長（須崎幸一君） ただいま竹淵議員から資料の提出を要求されましたけれども、ほかの議員さんで同意される方がおられますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） ないですね。そうすると、竹淵議員、残念ながらこの場での提出ということは難しいと思いますけれども、後ほどでよろしいですか。賛同者がおられないので。

○10番（竹淵博行君） じゃ、後ほど提出いただけますか。

○社会教育課長（丸橋 昇君） はい。

○議長（須崎幸一君） それでお願いいたします。

10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） 今回は数量の変更ということで、特に問題はないふうに思いますけれども、ただ、私が言いたいのは、クラックの0.2ミリというところかなり近くへ行って見ないと分からないということだと思います。そういった中で設計段階でそういったものを記することについては、やはり現場においてきちっと調査をせざるを得ない設計になってくるんだと思うんですよね、通常。目視でもいいんだと思うんですよ。目視でも0.2ですよ。そうするとかなりきちっとした調査って絶対必要なんだと思うんですよね。そうじゃなければ数量って絶対はじけないのが前提だと思います。そういった設計を発注をしているんですよね。これは吾東設計さんですかね、やられたのは。吾東設計さんがきちっとやっぱりそういったものというのは調査すべきなのかなというふうに私は思いますけれども、課長、どうですか。その辺はいろいろ打合せ等々やる中で、多分現場をきちっと施工する業者が見たら、いや、とんでもない、こんなにあったよということが結果的に出たんだと思いますけれども、0.2ミリですよ。本当に近くへ行かなければ分からない多分亀裂ですよ。それは設計段階できちっと調査すべきだったと思いませんか。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 議員のおっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、設計した段階で目視、先ほどの全員協議会のほうでは目視と言いましたけれども、目線で見える高さで近接調査ということでやられるということなんですけれども、そこは見ただけではなくて、多

少ハンマー等でたたいて、壁が浮いているとか、そういうところも確認しながらということで聞いております。

それから、多少やっぱりどうしても高さがありますので、高いところについてはなかなか打音調査まではできないので、双眼鏡と言うんですかね、少し壁を見て、その部分の確認できるクラックを拾っているというふうなことでございます。0.2ミリということなんですけれども、0.2ミリ以上のクラックということなので、もっとひどい幅が0.2ミリのところもありますし、もっと広がって見えるところもあるということで調査をしていると聞いております。

それから、当初の図面を後ほど出させていただきますが、当初では結構延長が長いようなクラックも図面のほうにはあるんですけれども、実際変更後にはそこが補修をしなくても吹きつけだけで済むような狭いクラックですとかもあるので、当初設計では延長が長くて、1カ所だったところが3カ所ぐらい、2カ所ぐらいに減っているようなところもございます。当初設計のときと比べて変更後の図面はいっぱいひび割れが示してあるかと思うんですが、そちらについては新たに発見されたクラックももちろんありますし、先ほど言ったような当初設計では1カ所で何メートルか長いクラックだったのが30センチぐらいに2カ所、補修が必要な箇所は3カ所ぐらいに分かれているとか、そういう箇所が結構あるようでございます。そこで、だから延長でいきますと64メートルということになりますが、箇所数でいくと先ほど言ったように、かなり数字が増えているということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

私が何で当初の図面を要求するかというと、そういうことなんですよ。今課長がまさしく説明された、やはりその目線での確認。そもそもこの体育館というのは結構背が高い。遠いところは双眼鏡か何かで確認したということなんですけれども、クラック、これ凡例のところはクラック0.2ミリ以上と書いてある。これは間違いないですかね。これメートルじゃないですよ。ミリですよ。ミリ以上ということは、それを含むということなんです。0.2ミリってすごい細いですよ、要は。その箇所を確認をするというか、凡例にあるということは、以上ということは2ミリも含むということですから、基本的に。それを確認するのはかなり手間かかると思いますよね。双眼鏡で済むような話なのかどうか私はわかりませんが、それでうちの町というのは済んでいたのかもしれませんがね。かなり設計段階で機密に調査しないと出てこない。まあいいや、施工する業者がきちっとやったときに

変更を見ればいいやというふうに思わざるを得なくなってしまうような考え方にもなってしまふんだと思いますので、私が何を言いたいかという、変更を認めなという話ではなくて、それだけ皆さんというのは発注する権限を持っているんだけど、やはり技術面ではそれに追いついていない部分というのはあるんだと思うんです。そのためにきちとした設計業者を入れて、設計がきちと現場を見て、それで数字をはたいて、それなりに数字を根拠に積算をして、それに対して施工業者が札を入れて競うと。だけど、実際には施工業者が現場に入ったときに、あらら、これ全然設計と違うんじゃないの。だけど、こんなに違うけれども、こんなに変更は見れないよ。そこでバナナのたたき売りじゃないけれども、3者で協議して、このぐらいなら何とか見ようじゃないかということで決まった数字というふうに私は思います、実際にはね。でも、それはしようがない部分。

だけど、やはり公共の建物ですから、そして、そもそも背の高い体育館という中で、やはり外壁の工事をする。当然ながらも何十年たって劣化している外壁ですから、かなり難易度というか、そういったものも関係出てくるんだと思います。ですから、この本会議で説明ありませんでしたけれども、全体的には1,000メートルぐらいの数字が出てきたと。けども、当初346メートル見ていて、変更は69メートル。業者が泣いたのかどうかちょっとわかりませんが、そういうような形で最終的には決着をつけていると。ですから、仕事ですから、数字がマイナスになったりプラスになったりする。それに対して業者にきちとお支払いをするというのは当たり前のことなので、反対しているわけではないんだけど、やはりきちとした説明というか、そういったものをしていただかないと、これが仮に5,000万円いかなければ、我々に説明もないし、要は皆さんの権限で変更契約をして、そのままになってしまっているわけですよ。せつかく議会に上げてきてもらっているの、こういった質問をさせていただいているということですので、しっかりとした答弁をお願いしたいというふうに思います。

私は図面を要求しましたが、ほかの議員は要らないということなので、私だけで結構ですけど、後で私のほうにお願いしたいというふうに思います。

それと、ちょっと細かい部分なんですけれども、今回、議案第1号のこの契約書がありますけれども、開いていただいて、建設工事請負契約書で、建設工事請負変更契約書じゃないですかね。細かい話ですけど、文字が載っていればいいという話じゃないような気がするんだけど、ちょっと変じゃないですか。建設工事変更請負仮契約書でいいんですか、これ。これは問題ないの。問題ないかどうかちょっと答弁だけお願いします。ちょっと呼び

方が変かなと思っただけで。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 問題ないと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） それでは、基本的には当初の見込みの数字から数量が変わったという
ことの変更ですので、特に問題ないというふうに思いますので、私の質問は以上とさせて
いただきます。後ほど私のほうには図面、また勉強のために、そういったクラックの写真と
言うんですかね、多分後ほどいろいろ提出されるんだと思いますけれども、そういったもの
も見せていただければありがたいなというふうに思います。質問は結構です。

○議長（須崎幸一君） 竹渕議員、よろしいですね。

○10番（竹渕博行君） はい。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願
います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました

◎日程の追加

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙について、

緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を行うことに決定いたしました。

事務局で議事日程等を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

◎烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙

○議長(須崎幸一君) 追加日程第1、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

烏帽子山植林組合議会議員に茂木健司議員、青柳はるみ議員、高橋弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました茂木健司議員、青柳はるみ議員、高橋弘議員を烏帽子山植林組合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長がいたしました3名が烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

◎日程の追加

○議長(須崎幸一君) お諮りいたします。議員派遣の件について、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに審議することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに審議することに決定いたしました。

事務局で議事日程等を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

◎議員派遣の件

○議長(須崎幸一君) 追加日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

2月13日に開催される群馬県吾妻振興局主催の令和元年度吾妻振興局県政説明会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長(須崎幸一君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長(須崎幸一君) お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(須崎幸一君) これをもって本日の会議を閉じ、令和2年第1回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時42分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 里 見 武 男

署 名 議 員 小 林 光 一

署 名 議 員 重 野 能 之